# 6. 平成14年度包括外部監査における指摘事項の現況

平成14年度における札幌市の包括外部監査において下水道事業が対象となっており、当該監査結果にはいくつかの意見が付されている。

その監査意見としては、大きく、経営状況に関する意見、会計処理の適正性に関する意見、債権等の管理状況に関する意見、委託契約等に関する意見、コンポスト事業に関する意見に分かれており、その中で、会計処理の適正性として退職給付引当金・企業債の未払利息・固定資産関係の会計処理に関する意見、債権等の管理状況として下水道使用料・受益者負担金・水洗化改造資金及び排水設備工事資金貸付制度による貸付金債権・未利用地の管理に関する意見がそれぞれ出されている。なお、現在の状況と意見とが合致していない点もあることから、主なものについて記載している。

### (1) 経営状況

# ア. 意見

損益計算では赤字が累積する状況があり、資産の増加に伴い企業債残 高も増加し、資産効率も低下しつつある。資金面をみると経常収支差額 の27倍に達する多額な企業債残高の償還が、資金収支を長期間圧迫し 続けることは確実である。

これらの経営上の諸問題は、市のみならず、他都市も直面している「下水道事業」共通のもので、「独立採算性の原則」に加え、地方財政の逼迫という深刻な問題もあり、早期改善に努めなければならない。

従って、当面のコスト削減は勿論、中、長期的視点に立脚した損益計画、投資計画、資金計画の再構築が望まれる。

#### イ. 措置状況

損益計算では赤字が累積する状況にあり、また、資産の増加に伴い企業債残高も増加し、資産効率も低下しつつあることから、コスト削減とともに、中、長期的視点に立脚した損益計画、投資計画及び資金計画の再構築を求められたものである。

これらについては、当局において、協働都市の実現に向けて「下水道

局行政経営戦略委員会」を設置し、局運営方針及び取組プログラムの策定をしたところであり、今後、改革の実行、評価、改善などを進めていくこととしている。

また、限られた財源で中、長期的に行政サービスの維持向上を行っていくために、不断の改革とともに、事務事業の効率的な執行によるコストの低減、効果の高い事務事業の優先的実施などに取り組むこととしている。

### ウ. 現況

10年間の下水道事業の方向性を示す「ビジョン2020」を策定するとともに、そのビジョンで掲げた目標を具体的に実現するための行動計画である「中期経営プラン2020」において、5年間の収支計画を定め、毎年度進行管理を実施しながら、効率的かつ計画的に事業を推進している。

### (2) 会計処理の適正性

#### ア. 退職給与引当金

### (ア) 意見

将来の職員の退職金に備える発生主義に基づく退職給与引当金の計上がなされておらず、職員が退職した時点で実際に支出した退職金だけが退職給与金として人件費に計上されている。

地方公営企業の会計は発生主義に基づいて行うこととされており、会計原則に準拠するならば、退職金給与引当金の未計上は適切な期間損益の算定という点で、また将来の退職金支出に対する手当がなされていないという点で問題があり、退職給与引当金の計上方法等につき検討し、職員の局と他部署との異動時のルールを定めた上、適切な金額の確保が望まれる。

#### (イ) 措置状況

現時点ですぐに退職給与引当金を計上することについては、公営企業会計制度の改正が今後予定されているため、積立の計算方式も変更される恐れがあり、仮に現在計上してもすぐに見直さなくてはならなくなる

可能性があること、また、現行の公営企業会計制度においては、退職給与引当金の必要額の計上を単年度一括で行う必要があり、計上した年度の経営状況が大幅に悪化することから、累積欠損金がある下水道事業会計としては、適切ではないと考えている。

しかし、退職給与引当金の計上については、平成26年度に適用される予定である公営企業会計制度の改正において、引当が義務化され、引当金の分割計上も認められる予定であることから、単年度の経営状況への影響を軽減しながら退職給与引当金の計上することが可能となるため、公営企業会計制度の改正に合わせて平成26年度より退職給与引当金を計上することが最善と考える。

#### (ウ) 現況

公営企業会計制度の改正に合わせて計上済みである。

# イ. 企業債の未払利息

### (ア) 意見

企業債の支払利息は、現金主義、即ち利息の支払期限到来と共に支払われた時点での費用計上が行われている。発生主義会計では、支払時期が未到来でも年度末までに経過した期間に対応する金額を、費用計上するのが原則となっている。期間損益の適正化という観点からは、金額も大きい企業債未払利息は費用計上するのが望まれる。

### (イ) 措置状況

企業債の支払利息は、現在、現金主義に基づいて、利息の支払期限到 来とともに支払われた時点で費用を計上しているところであるが、発生 主義会計では、支払時期が未到来でも年度末までに経過した期間に対応 する金額を費用計上するのが原則となっている(企業会計原則第二の一、 企業会計原則注解 5)ことから、企業債の未払利息の費用計上を求めら れたものである。

下水道事業会計の場合、企業債の未払利息の費用計上を行った時、初年度の損益計算及び一般会計繰入金への影響が多額であること、また、事務の煩雑化及びシステム改修にも多額の費用を要するという課題を抱えている。

しかしながら、平成26年度に適用される予定の公営企業会計制度の 改正に対応するため、現在使用しているシステムの大幅な改修が必要と なっている状況にあり、この改修に合わせて平成26年度より未払利息 の費用計上を行うこととする。

# (ウ) 現況

公営企業会計制度の改正に合わせて計上済みである。

### ウ. 固定資産関係の会計処理

# (ア) 意見

撤去費用の取扱いについて、一つの工事については、全てを資本的支出か収益的支出として処理しているが、資本的支出の中には撤去費用等も含まれている事例もあった。撤去費についても資本的支出として問題ないものもあると考えられるが、その内容から見て収益的支出として扱うべき撤去費用等があれば、原則的に工事内容で区分すべきものと考えられる。

### (イ) 措置状況

一つの工事について、資本的支出か収益的支出のどちらか一方において処理されており、工事費に含まれている撤去費用等がその内容に関係なく資本的支出あるいは収益的支出として処理されていることから、撤去費用等の取扱いについてその内容に応じた正しい処理を求められたものである。

このことについては、今後、工事の内容等を精査し、収益的支出として扱うべきものがあれば、適正に処理していくこととしている。

# (ウ) 現況

工事内容等を確認・精査し、収益的支出として扱うものがあれば適正 に処理している。

### エ. 人件費の取扱い

### (ア) 意見

人件費(職員費)の資産への計上方法として、工事代金(工事費)に 比例して按分しているが、実施上の煩雑さが予想されるものの、原則的 には工事毎の実際に要した人工で按分することが望ましいと考えられ る。

# (イ) 措置状況

人件費の資産への計上方法については、平成26年度の公営企業会計制度の適用時に対応すべく、これまで部内で検討を重ねてきたが、次の理由により、人件費の按分方法の変更は困難という結論に至った。

担当者は、複数の工事の各工程を並行して行っており、各工事に要した人工を集計するのは困難である。例えば、担当者はある工事の設計業務を行いながら、他の業務の現場監督を、またさらにある工事の苦情対応をといった具合に、複数の工事の設計、設計変更、現場監督、苦情対応、関係機関協議、国等に提出するための書類作成などの工程を並行して行っている。そのため、実際に個々の工事の各工程にかかった時間、人工を計上し、記録することは大幅な業務量の増加や、コストの増加が見込まれる。また、システム改修についても、多額の改修費用を必要とする。

以上から、これまでどおりの取扱いを継続することといたしたい。

# (ウ) 現況

現況においても、これまでの取り扱いを継続している。

### オ. 決算書の表示

# (ア) 意見

規則等で規定はされていないが、決算書に会計処理方針を注記として 掲載することが、企業開示、説明責任の点からも望まれる。

### (イ) 措置状況

決算書に会計処理方針を注記として掲載することを求められたものである。

「地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事

実を決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示しなければならない。」と地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第9条に規定されているが、決算書への会計処理方針の注記については特に規定されていないことから、これまで規則等で規定は設けず、会計処理方針を決算書に注記することはしていなかったものである。

しかしながら、企業会計原則に準拠するならば、企業会計原則注解1-2で「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない。」と規定されており、また、決算書に会計処理方針を掲載することは、情報開示という点でより適切な対応であると考えている。

会計処理方針の掲載にあたっては、決算書の様式を各企業会計で統一する必要があることから、各企業会計の経理担当者、財政部の予算担当者及び行政部の外部監査担当者間で検討した結果、平成15年度からの決算書に固定資産の減価償却方法等の会計処理方針を注記することとした。

# (ウ) 現況

貸借対照表の次に注記済みである。

# (3)債権等の管理状況

ア. 使用者が地下水のみを使用している場合における滞納下水道使用料の 管理について

## (ア)意見

地下水使用者に対する検針業務については、現在、財団法人札幌市下水道資源公社に委託しており、また下水道使用料の徴収業務については水道局に委託しているところである。使用者が地下水のみを使用している場合における滞納下水道使用料の管理については、使用料回収業務を検針業務に伴って行う(委託する)など、より効率的な債権管理ができないか検討すべきである。

### (イ) 措置状況

地下水使用者に対する検針業務については、現在、財団法人札幌市下 水道資源公社に委託しているが、使用者が地下水のみを使用している場 合における滞納下水道使用料の管理について、使用料回収業務を検針業務とともに委託するなど、より効率的な債権管理ができないか検討を求められたものである。

これについては、地下水メーターの設置場所は地下室や塔屋などの危険な場所が多く、地下水メーターと水道メーターでは検針業務における環境が大きく異なっていることから、滞納下水道使用料回収業務と検針業務を合わせて水道局に委託することは考えていない。

したがって、滞納整理事務は従前どおりとし、メーター検針について は民間委託を検討している。

## (ウ) 現況

滞納整理事務は従前どおり水道局に委託しており、メーター検針については民間委託している。

# イ. 水道水使用者及び交付要求に係る債権管理について

# (ア) 意見

局として下水道使用料の残高管理と経営状況のより適切な把握のために、委託事務取扱状況につき水道局から定期的かつより詳細な報告を求めることを検討すべきである。

また、交付要求している案件については、滞納整理票には、破産宣告日時が明らかでないもの、交付要求後の債権管理状況が不明なものも見受けられる。使用者の破産の事実を明らかにするため、滞納整理票には破産宣告決定の写し等を添付することにより、破産宣告日時を明確にするとともに、交付要求後においても定期的に破産管財人に対して破産手続の進捗状況や交付要求に対する財団債権弁済時期や金額の見込みについて照会するなど、適切な債権管理を行うべきである。

#### (イ) 措置状況

下水道使用料の残高管理と経営状況をより適切に把握するため、委託事務取扱状況について水道局から定期的かつより詳細な報告を求めることを検討すべきであり、また、交付要求している案件について、定期的に破産管財人に対して破産手続の進捗状況等を確認するなど、適切な

債権管理を行うことを求められたものである。

これについては、委託事務の取扱状況について、水道局から定期的かつ詳細に報告を求めていくことにした。また、滞納整理票に破産宣告日時を明示するなど、交付要求後の債権管理についてより適切に処理することとした。

## (ウ) 現況

毎月水道局から一覧表等により報告を受けている。必要に応じて上下水道システムや水道局への照会で折衝内容等を確認している。また、破産手続が開始した案件については、『破産手続開始決定通知書』の写しを必ず添付し滞納整理表には開始日を明示している。破産手続の進行状況については、随時破産管財人に照会し最終的に破産手続廃止及び免責の決定書の写しを受け取ることとしている。

ウ. 地下水のみを使用している者に対する過年度滞納下水道使用料

# (ア) 意見

下水道使用料回収の委託者として、受託者である水道局に対して、より回収を効率的に行うために適宜の時期に滞納事由を含めた事務報告を求める等の方策を検討すべきであると考える。

### (イ) 措置状況

下水道使用料の回収を効率的に行うため、水道局に対して事務報告を求めるなどの方策について検討することを求められたものである。

これについては、今後、滞納状況について水道局に対して積極的に情報収集を行うこととした。また、水道局と人事交流を図るなど円滑な事務処理体制を構築することとした。

# (ウ) 現況

10万円以上滞納している者の報告を受け、折衝記録から折衝状況等の確認等を行っている。

## エ. 下水道使用料の延滞金について

### (ア) 意見

下水道使用料の延滞金については、下水道条例制定の昭和34年から 今日まで徴収されてきていないが、正規納入者との公平の観点から、そ の取扱いにつき再検討されるべきである。

## (イ) 措置状況

延滞金の徴収については、これまで検討を重ねてきたが、徴収コストや事務負担増加の問題のほか、水道局と共有しているシステムに改修を要するなど、問題点が非常に多く、解決が難しいと判断せざるを得ない状況にある。

また、他都市の状況について調査したところ、市と同様の問題のため、延滞金を徴収していない都市が多数であることから、現実の対応として延滞金を徴収することは極めて困難であるとの結論に至ったところである。

ただし、徴収に向けた検討をしている都市もあることから、市においても、料金滞納の状況や他都市の動向を注視しながら、今後も正規納入者との公平の観点から問題点の解決に向け必要な措置を講ずることができるよう努めてまいりたい。

### (ウ)現況

導入の問題点等として、徴収コストや事務負担増加、システムの改修費用、収納日処理から領収日処理への変更が必要でこの点も市や金融機関の手間がかかるためコスト増、導入する場合は水道料金の延滞金も同時に開始しなければ市民への説明が難しい点、延滞金の対象外となる使用者の割合が非常に高く(家事用88.6%業務用67.8%)、延滞金の対象者は、主に半年以内に延滞金が発生する月110㎡以上の使用者となるが件数割合は家事用業務用合わせて0.7%(家事用0.0%業務用12.1%)しかいないことから、税や国保料等とは違い公平性を担保するための方法としては効果が薄い状況である。

以上を踏まえると延滞金を徴収することで延滞金に関する費用は導入時だけでなく毎年赤字となる。公平性の担保は重要と考えているが、効果が薄い部分に多額の予算を投じる判断が適当か水道局とも十分に検討する必要があると考える。

しかしながら、条例上は徴収することとなっているため、令和 6 年度 の新システム運用に向けて延滞金に関する内容を盛り込めるか水道局 に相談しているところである。

オ. 長期未収となっている受益者負担金の滞納者に対する債権管理方法に ついて

## (ア) 意見

長期未収となっている滞納者に対する債権管理方法について、個々の 担当者にその処理を一任するのではなく、定期的に滞納者に対する接触 をもつなどの具体的な管理マニュアルを作成し、未収受益者負担金の効 率的な回収方法が検討されるべきである。

### (イ) 措置状況

具体的な管理マニュアルがないことから、これを作成し、未収受益者 負担金の効率的な回収方法について検討することを求められたもので ある。

これについては、長期滞納者に対する債権管理について整備し、管理 マニュアルを作成したところであり、より効率的かつ効果的な債権管理 の徹底を図ることとした。

## (ウ) 現況

業務マニュアルは作成しており、また、長期滞納者に対しては個別訪問等を行い接触することとしている。

カ. 制度不満等の正当な理由によらない納付拒否の場合などについて

## (ア) 意見

制度不満、受益なし等の正当な理由によらない納付拒否や資力が認め られるにもかかわらず納付していないケースについては、滞納処分の実 行が検討されるべきである。

### (イ) 措置状況

制度不満、受益なし等の正当な理由によらない納付拒否や資力が認め

られるにもかかわらず納付していないケースについて、滞納処分の実行 を検討するよう求められたものである。

納付拒否者等に対しては、制度の主旨の理解を求めていくこととし、 受益者負担金説明会の開催のほか、大口支払者への個別説明を実施する など広報PRを強化して、適切な債権管理に努めることとした。

## (ウ) 現況

大口使用者や問い合わせに対しては、相手の都合が合えば個別訪問し制度説明をしている。また、対象者への文書の内容等を工夫し制度不満にならないよう努め昨年度の不納欠損は0件となっている。

# キ. 賦課決定段階における説明等について

# (ア) 意見

納付拒否をできるだけ回避すべく、賦課決定段階における説明や制度 趣旨の広報について、説明会への出席率向上のための工夫を検討するな ど、より効果的な方法が今後とも検討されるべきである。また、認定賦 課にあたっては、住民票にあたるなどして賦課すべき者の間違いがない かどうか確認するようなことも、円滑な受益者負担金の納入やその後の 債権管理のためにも、検討すべきである。

#### (イ) 措置状況

賦課決定段階における説明や制度趣旨の広報について、より効果的な 方法を検討するとともに、認定賦課にあたっては、誤賦課がないかどう か確認する方法についても検討するよう求められたものである。

これについては、土地所有者のもとに積極的に出向いて説明するなど、 賦課決定段階における説明をより効果的に行うとともに、認定賦課にあ たり誤りを防ぐために、住民票により確認するなど、より適切な債権管 理を行うこととした。

### (ウ)現況

納付拒否については、可能な限り直接説明することで理解を得られるよう努めている。また、誤賦課については、住民票の他、必要に応じて 戸籍を取得し相続関係等を調査している。なお、対象区域内の登記簿と 固定資産税台帳を全件取得し誤賦課防止に努めている。

# (4) その他

ア. 未利用地の不法使用について

### (ア) 意見

未利用地について、一部で第三者の不法使用が見られるので、積極的 姿勢で排除に取り組むことも必要ではないかと考える。

### (イ) 措置状況

一部で第三者の不法使用が見られたことから、未利用地の適正な管理 を求められたものである。

これについては、今後、適正に管理することとしている。

### (ウ) 現況

未利用地(普通財産)については、平成17年度以降、その状況に応じて売却してきている。現在、局が所管する普通財産は5ヵ所残っており、いずれもその状況から売却は困難な状況にあるが、第三者等による不法使用は見られず適正に管理されている。

イ. 水道局に対する下水道使用料等の徴収事務等の委託

# (ア) 意見

下水道使用料は、主に水道使用料に基づいて算定されるため、調定数が同程度であればその業務量も同程度になるものと思料され、負担金の割合を業務費の50%ずつとすることには、一応の合理性は認められる。しかしながら、当該業務によって徴収している使用料については、水道使用料が下水道使用料のほぼ2倍になっている。すなわち、費用対効果の面からいえば、下水道使用料は、その徴収に水道使用料に比して2倍の費用がかかっていることになる。

局及び水道局はそれぞれ独立した特別会計にて事業が行われている ものであり、その経費はそれぞれの公営企業の経営に伴う収入をもって 充てられなければならず、もってそれぞれの事業経営の健全性が確保さ れなければならない。

このような観点からは、果たして調定数がほぼ対等であることのみで、 局が50%の割合による負担金を今後とも負担することが適切である かどうかについては、水道局との間において協議・検討する必要がある のではなかろうか。

### (イ) 措置状況

下水道使用料の徴収事務等については、札幌市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則に基づき水道局に委任しており、その委託に係る負担金の算定に当たっては、下水道使用料と水道使用料の調定数が同程度であることから、負担金の割合を全体の業務費の50%ずつとするとされている(平成8年3月12日付け札幌市長と札幌市水道事業管理者との間での覚書)。

このことについて、果たして調定数がほぼ対等であることのみで、局が 50%の割合による負担金を今後とも負担することが適切であるかどうか、水道局との間において協議及び検討するよう求められたものである。

これを受けて、水道局と協議し検討をした結果、現行では水道使用料は下水道使用料のほぼ 2 倍の金額となっているものの、負担割合を業務量に求めることについては合理性があるものと判断したところである。

したがって、水道使用料と下水道使用料の徴収事務の業務量、すなわ ち調定数が同程度であることから、全体の業務費の50%ずつとする現 行の負担割合を引き続き継続することとする。

#### (ウ)現況

下水道使用料の徴収事務等については、札幌市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則に基づき水道局に委任しており、その委託に係る負担金の算定に当たっては、下水道使用料と水道使用料の調定数が同程度であることから、負担金の割合を全体の業務費の50%ずつとするとされている(平成8年3月12日付け札幌市長と札幌市水道事業管理者との間での覚書)。負担割合を業務量に求めることについては合理性があるものと判断しており、水道使用料と下水道使用

料の徴収事務の業務量、すなわち調定数が同程度であることから、全体の業務費の50%ずつとする現行の負担割合を引き続き継続している。

# ウ. コンポスト事業

# (ア) 意見

コンポスト事業は、汚泥処理総量の約10%を占める重要な処理方法で、循環型社会の実現、有機肥料としての有用性もある。

従って、事業の効率性という観点も加味し、市の事業評価システムの 中などで検討することが望まれる。

# (イ) 措置状況

コンポスト事業は、下水処理場に集まった汚水から分離された汚泥を 肥料として再利用するためのリサイクル事業であり、循環型社会の実現、 有機肥料としての有用性もある。よって、事業の効率性という観点も加 味し、市の事業評価システムの中などで事業の在り方について検討する よう求められたものである。

コンポスト事業は、施設の老朽化や維持管理費の増大、周辺臭気対策等の要因を総合的に判断し、「平成25年までに現行のコンポスト事業は廃止する。」という決定を平成19年度に行った。これに伴い、現在、コンポスト廃止に向けた事業計画を策定中であるとともに、今後も循環型社会の構築と環境負荷の低減に向けて、より効率的かつ安定的な汚泥の有効利用策について検討を進めていく。

#### (ウ) 現況

施設の改築更新に多額の費用を要すること、周辺の宅地化によりさらなる臭気対策が必要になることなどの理由から総合的に検討した結果、 平成25年にコンポスト事業を廃止している。

平成21年に東部スラッジセンター2系焼却炉が完成し、市の下水道 事業から発生する汚泥の全量が焼却可能となっている。汚泥焼却後に発 生する焼却灰は、改良埋戻材及びセメント原料として100%有効利用 されている。

# (5) 監査人の意見

平成14年度包括外部監査における意見について、概ね、措置状況及び現況について、意見に基づいた対応がなされており問題ないと考えるが、以下の事項については、今回改めて意見・指摘を付している。報告書の以下の事項を参照願いたい。

- ア. 退職給与引当金について
  - ⇒5. 決算に係る監査の結果及び意見
    - (4) 下水道事業の職員の退職金の負担
- イ. 下水道使用料の延滞金について

今回の意見は平成14年度包括外部監査における意見と同様である。

- ウ. コンポスト事業について
  - ⇒3. 財産管理に係る監査の結果及び意見
    - (9) コンポスト事業の活用